

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 国立大学法人群馬大学行動計画

女性教職員もその能力を存分に発揮し活躍でき、誰もが快適に働ける職場環境を作り、学内の男女共同参画を一層推進するために、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日

## 2 内 容

目標 1 教員に占める女性比率20%を確保する。

### ▼対 策

平成28年度から 女性教員採用促進にむけて、学系ごとの目標値を定めた採用計画に取り組む。

目標 2 役員に占める女性比率12.5%以上を確保する。

### ▼対 策

平成28年度から 先進的な取組をする関係機関の女性役員等を講師に招き、研修を実施する。

目標 3 管理職に占める女性比率14.3%以上を確保する。

### ▼対 策

平成28年度から 女性職員(非常勤職員を含む)に対してリーダーシップやキャリアデザインに関する研修を実施する。

目標 4 仕事と子育てや介護を両立するための職場環境の充実を図る。

### ▼対 策

平成28年度から 男女共同参画推進室やまゆだま広場での支援を充実させる。

目標 5 所定外労働の削減を図る。

### ▼対 策

平成28年度から 教職員に所定外労働の削減に資する研修を継続的に実施する。